## 第78回国民スポーツ大会佐賀市売店出店者募集要項

## 1 趣旨

本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」に参加する 選手、監督その他関係者(以下「大会参加者等」という。)及び一般観覧者の便宜を図 るため、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が設置 する売店の出店者を募集する。

#### 2 設置場所、設置期間等

売店の設置場所や設置期間等は、原則として別紙「SAGA2024国スポ佐賀市 売店募集概要」のとおりとし、設置場所における設置期間の全日程に設置可能な出店 者を募集する。なお、設置期間中の途中開設及び閉設は原則認めない。

また、開設時間は原則として競技開始1時間前から競技終了後30分後までとする。 ただし、市実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

### 3 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡ 以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、出 店位置及び出店規模を変更することができる。

#### 4 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) SAGA2024国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はSAGA2024実行委員会(以下「県実行委員会」という。)が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)

## ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等(以下「営業許可施設等」という。) において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

### イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、 簡単な調理(かける、はさむ、注ぎ分ける等)をされたものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

# 5 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかを満たし、かつ(2)の条件の全てを満た す者とする。

(1)

- ア 申請時に、1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第72回国民体育大会以降の国民体育大会、競技別リハーサル大会で出店実績 のある者
- エ その他市実行委員会が認めた者

(2)

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を 提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営 業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生 等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、 当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請時点において、市税(佐賀市が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 佐賀市暴力団排除条例(平成24年佐賀市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していないこと。
- 6 市実行委員会が準備するもの
  - (1) テント(2間×3間)1張(横幕を含む。)
  - (2) 長机6台以内
  - (3) 椅子4脚以内

### 7 出店者が準備するもの

発電機や給排水設備等については、出店者が準備するものとする。なお、市実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

#### 8 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を市実行委員会に持参、郵送又はメールで提出しなければならない。なお、(1)カ については、該当する場合のみ提出する。

また、複数会場へ出店を希望する場合は、出店申請書類を会場ごとに提出する。 この場合において、添付書類(1)カ、キは各1通のみで構わない。

- (1)申請時に提出
  - ア 売店出店申請書(様式第1号)
  - イ 売店出店概要書(様式第2号)
  - ウ 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)
  - 工 誓約書兼承諾書(様式第4号)
  - オ 出店者及び従業員の本人確認書類 (運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
  - カ 佐賀市税の完納証明書(写し可)
  - キ 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの 証明書(写し可)
- (2) 出店者説明会時に提出

ア 期限付酒類小売業免許届出(写し)※アルコールの販売を行う郷土物産品店のみ

## 9 出店料等

(1) 1店舗あたりの出店料は、次のとおりとする。

ア 佐賀市内に店舗を有する業者:1日あたり2,500円

イ 上記以外

:1日あたり5,000円

- (2) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、市実行委員会の承認を得ること。
  - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
  - イ 国又は地方公共団体
  - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者 出店料は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし 振込手数料は出店者が負担する。
- (3) SAGAサンライズパークにおいては、出店料とは別に、指定管理者が定める料金等の支払いを求められることがある。この場合、出店者は指定管理者の指示に従うこと。

#### 10 出店者の選定

市実行委員会は、第8に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、市実行委員会が適当と認める者 出店者として選定した者に対しては、売店許可決定通知書(様式第5号)を交付 する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

# 11 受付期間

(1) 受付期間

令和6年3月15日(金)から4月19日(金)まで ※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ※郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

## 12 その他

- (1) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)に従い、1出店者につき1台の駐車許可証を交付する。ただし、会場によっては駐車場が遠方になる場合又は用意できない場合がある。
- (2) ケータリングカーでの出店を希望する場合も、この要項に準じるものとし、競技会場の特性などの関係上、出店可能な競技は別紙「SAGA2024国スポ佐賀市売店募集概要」のとおりとする。また、出店位置が他売店の出店エリアと隣接しない場合がある。
- (3) 申請から出店までの流れについては、「出店までのフロー図」を確認すること。
- (4) 環境に配慮した取組みを行うこと(飲食物を提供する容器や箸、物品の包装に、バイオマスプラスチックや紙製品などの再生可能なエコ素材を活用するなど)。
- (5) 各競技会場では、大会関係者への弁当の斡旋や無料ドリンクサービスなどが行われる場合がある。
- (6)提出された書類に含まれる個人情報については、市実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (7) この要項に定めるもののほか、売店は、「第78回国民スポーツ大会佐賀市売店 設置運営要項」に基づき設置運営する。出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営、 損害賠償、補填及び補償等についても記載しているため、必ず確認すること。

### 13 提出及び問合せ先

〒840-0831 佐賀市松原一丁目3番5号 まるなかビル4階 SAGA2024佐賀市実行委員会事務局

(佐賀市国スポ・全障スポ総務課内)

TEL: 0952-40-7345 FAX: 0952-20-5008

メールアドレス: kokusposomu@city.saga.lg.jp

担当:土井·<u>村岡</u>

